

京都市消防局訓令乙第12号

各 部  
消 防 学 校  
各 消 防 署

京都市消防職員の配偶者同行休業に関する規程を次のように制定する。

平成27年3月31日

京都市消防局長 杉本 栄一

(趣旨)

第1条 この訓令は、京都市職員の配偶者同行休業に関する条例（以下「条例」という。）に定めるもののほか、京都市消防職員（再任用職員及び臨時的任用職員を除く。以下「職員」という。）の配偶者同行休業（地方公務員法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(配偶者同行休業の承認の申請)

第2条 条例第5条の規定による配偶者同行休業の承認の申請をしようとする職員は、配偶者同行休業承認申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、消防局長（以下「局長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 配偶者同行休業をしようとする初日及び末日並びに外国に住所及び居所を定めて滞在する事由を証する書類
- (2) 当該申請に係る職員の配偶者であることを証する書類
- (3) 当該申請に係る職員及び配偶者の外国における住所又は居所を証する書類
- (4) 配偶者同行休業期間中の社会保険料等に関する誓約書（第2号様式）

2 局長は、必要があると認めるときは、配偶者同行休業の承認の申請をした職員に対し、当該申請の内容を確認するために必要な書類の提出を求めることがある。

(配偶者同行休業の期間の延長の申請)

第3条 条例第6条第1項の規定による配偶者同行休業の期間の延長の申請をしようとする職員は、配偶者同行休業承認申請書に、前条により提出した書類のうちその内容に変更が生じた書類を添えて、局長に提出しなければならない。

(配偶者同行休業の承認の失効事由又は取消事由に該当することとなった場合の届出)

第4条 配偶者同行休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を局長に届け出なければならない。

- (1) 当該配偶者同行休業に係る配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が死亡した場合
- (2) 当該配偶者同行休業に係る配偶者が当該職員の配偶者でなくなった場合
- (3) 当該配偶者同行休業に係る配偶者と生活を共にしなくなった場合
- (4) 条例第7条第1号に掲げる事由に該当することとなった場合

2 第2条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

（配偶者同行休業中の状況変更に伴う届出）

第5条 配偶者同行休業の承認を受けた職員は、前条各号に該当することとなった場合又は申請した内容に変更が生じることとなった場合には、遅滞なく、配偶者同行休業状況変更届（第3号様式）に変更した内容が分かる書類を添えて、局長に届け出なければならない。

（職務復帰）

第6条 配偶者同行休業の期間が満了したとき、配偶者同行休業の承認が退職若しくは停職の処分を受けたこと以外の事由により効力を失ったとき又は配偶者同行休業の承認が取り消されたとき（条例第7条第3号に規定する事由に該当したことにより承認が取り消されたときを除く。）は、当該配偶者同行休業に係る職員は、職務に復帰するものとする。

（給料月額調整時期）

第7条 条例第9条に規定する別に定める日は、配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日（京都市消防職員給与条例施行細則第13条第1項に規定する日をいう。）又はそのいずれかの日とする。

（補則）

第8条 この訓令に定めるもののほか、職員の配偶者同行休業に関し必要な事項は、局長が定める。

第1号様式（第2条，第3条関係）

配偶者同行休業承認申請書

(宛先) 消防局長	年 月 日
所属コード	氏名コード
所 属	氏 名 <span style="float: right;">(印)</span>

京都市消防職員の配偶者同行休業に関する規程 <input type="checkbox"/> 第2条第1項 の規定により， <input type="checkbox"/> 第3条	
<input type="checkbox"/> 配偶者同行休業の承認 を申請します。 <input type="checkbox"/> 配偶者同行休業の期間の延長	
申請に係る配偶者	氏 名
	生 年 月 日
	外 国 滞 在 事 由
	外国滞在中の所属先の 名称 (所在地) ( ) 事 由 の 継 続 期 間 年 月 日から 年 月 日まで
外国滞在中の住所又は居所	
外国滞在中の連絡先	
申 請 期 間 年 月 日から 年 月 日まで	
延 長 の 期 間 年 月 日から 年 月 日まで	
既に配偶者同行休業をしている期間 年 月 日から 年 月 日まで	
過 去 の 休 業 の 実 績 <input type="checkbox"/> 有 ( 年 月 日～ 年 月 日 ) <input type="checkbox"/> 無	
※ 備 考	

注1 該当する□には，✓印を記入してください。

2 ※印の欄は，記入しないでください。

3 この申請書には，次に掲げる書類（期間の延長の場合は，変更が生じた書類）を添

付してください。

- (1) 配偶者同行休業をしようとする初日及び末日並びに外国に住所及び居所を定めて滞在する事由を証する書類
- (2) 当該申請に係る職員の配偶者であることを証する書類
- (3) 当該申請に係る職員及び配偶者の外国における住所又は居所を証する書類
- (4) 配偶者同行休業期間中の社会保険料等に関する誓約書（第2号様式）

第2号様式（第2条関係）

配偶者同行休業期間中の社会保険料等に関する誓約書

(宛先) 消 防 局 長	年 月 日
所属コード	氏名コード
所 属	氏 名 ㊞

当該休業の間、私の京都市職員厚生会の会費、京都市職員共済組合の掛金等につきましては、下記の代理人が納付します。

記

(氏 名)

\_\_\_\_\_ ㊞ (職員との続柄 )

(住 所)

\_\_\_\_\_

第3号様式（第5条関係）

配偶者同行休業状況変更届

(宛先) 消 防 局 長	年 月 日
所属コード	氏名コード
所 属	氏 名 ⑩

配偶者同行休業中の状況について変更が生じたので、京都市消防職員の配偶者同行休業に関する規程第5条の規定により、届け出ます。

事実が生じた日	年 月 日
内 容	

注 変更した内容が分かる書類を添付してください。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

(消防局総務部人事課)